

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、標記の業務の委託契約に関し、この契約書に基づき、設計図書（別紙設計書、仕様書及び図面をいい、現場説明書及び質問に対する回答書を含む。）に従いこの契約を履行しなければならない。

2 この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段については、受託者が定めることができる。

(業務用地の確保等)

第2条 委託者は、業務用地その他設計図書において定められた業務の履行上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を受託者が業務の履行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 業務の完了、設計図書の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等に受託者が所有し、又は管理する業務材料、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受託者の講ずべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める。

(関連業務の調整)

第3条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者の発注に係る第三者の履行する他の業務が履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合において、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(委託代金内訳書及び業務工程表等)

第4条 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、委託代金内訳書及び業務工程表を作成して委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要としない場合は、この限りでない。

2 受託者は、業務に着手したときは、その翌日までに委託業務着手届を委託者に提出しなければならない。

3 委託代金内訳書及び業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

第5条 削除

(処理状況の調査等)

第6条 委託者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査し、又は受託者に対し、報告を求めることができる。

(権利又は義務の譲渡等)

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 受託者は、業務の目的物（未完成の業務目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(成果の帰属)

第8条 この契約の履行に伴って生じた一切の業務目的物に対する権利は、その生じたときから委託者に帰属する。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第10条 委託者は、受託者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第11条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第12条 委託者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要

と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受託者又は受託者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い又は業務の履行の状況の検査（確認を含む。）
- (4) 関連する2以上の業務における工程等の調整

3 委託者は、2人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行わなければならない。
(技術者等の届出)

第13条 受託者は、現場代理人及び関係法令の規定による技術者を定めたときは、現場代理人等選任届（以下「選任届」という。）をもってその氏名を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、委託者が選任届の提出を必要としない場合は、この限りでない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、委託代金額の変更、履行期間の変更、委託代金の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自行行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって委託者に通知しなければならない。

4 現場代理人及び技術者は、これを兼ねることができる。
(履行報告)

第14条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。
(業務関係者に関する措置の請求)

第15条 委託者又は監督員は、現場代理人、技術者その他受託者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面をもって委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面をもって受託者に通知しなければならない。

(監督員の立会、業務記録の整備等)

第16条 受託者は、設計図書において監督員の立会いのうえ履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。

2 受託者は、前項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて設計図書において業務写真等の記録を整備すべきものと指定した業務を履行するときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の請求があったときは遅滞なくこれを提出しなければならない。

3 監督員は、受託者から第1項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに受託者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会いを受けることなく、業務を履行することができる。この場合において、受託者は、当該業務の履行を適切に行ったことを証する業務写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

5 第2項又は前項の場合において、業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。
(支給材料及び貸与品)

第17条 委託者が受託者に支給する業務材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いのうえ、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受託者は、直ちに書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵(かし)があり使用に適当でないとき、直ちに書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。

5 委託者は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めら

れるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面をもって当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。

- 6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。
- 10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(条件変更等)

第18条 受託者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書に矛盾（これらの優先順位が定められている場合を除く。）があること。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務現場の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の業務現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、受託者の立会いのうえ直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合は、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講ずるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果において、第1項の規定による事実が委託者と受託者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で業務の目的物又は内容の変更を伴うものについては、委託者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で業務の目的物又は内容の変更を伴わないものについては、委託者と受託者とが協議して委託者が行う。
 - (3) 第1項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当して設計図書を訂正する必要があるものについては、委託者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合においては、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 業務用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより業務目的物等に損害を生じ若しくは業務現場の状態が変動したために受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務現場を維持し、若しくは労働者、業務機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第 21 条 受託者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なくその理由を明らかにした委託業務延長申請書をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

3 委託者は、履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第 22 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 23 条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては委託者が履行期間変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあっては受託者が履行期間変更の請求を受けた日とする。)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(委託代金額の変更方法等)

第 24 条 委託代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 25 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による場合においては、受託者は、その講じた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を講ずることを求めることができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 26 条 業務目的物の引渡し又は業務の完了前に、業務目的物又は業務材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

(第三者に与えた損害)

第 27 条 業務の履行について第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えたときは、委託者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受託者がこれを負担する。

3 前 2 項に規定する場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(委託代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 28 条 委託者は、第 11 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 31 条の規定により委託代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない

場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の委託代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
(検査及び引渡し)

第29条 受託者は、業務を終えたときは、委託業務完成届を委託者に提出し、検査員の検査を受けなければならない。ただし、委託者がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の委託業務完成届の提出を受けたときは、その日から10日以内に委託者の指定する検査職員(以下「検査員」という。)により、受託者の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、これにより難いときは15日以内とする。
- 3 業務は、前項の規定による検査に合格した時に完了するものとする。
- 4 受託者は、業務が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補その他必要な措置を講じ、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。
- 5 受託者は、検査の合格通知を受けたときは、直ちに当該給付に係る目的物を委託者に引き渡すものとする。
(委託代金の支払)

第30条 受託者は、業務の目的物又は業務の履行が前条第2項の規定による検査に合格したときは、書面をもって委託代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、第2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、期限を45日まで延長して支払うことができる。

(部分使用)

第31条 委託者は、第29条第5項の規定による引渡し前においても、業務目的物の全部又は一部を受託者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務の目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により業務の目的物の全部又は一部を使用したことによって、受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第32条から第36条まで 削除

(第三者による代理受領)

第37条 受託者は、委託者の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条の規定に基づく支払をしなければならない。
(瑕疵担保)

第38条 委託者は、引き渡された目的物又は完了した履行の内容に瑕疵(かし。種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。)がある場合は、受託者に対し、当該瑕疵の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完についての催告をしたにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その瑕疵の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不可能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を受託者が明確に表示したとき。
 - (2) 特定の日時又は一定の期間内に完了しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、委託者がこの項本文の催告をしても履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 委託者は、引渡しを受けた日又は完了した日から2年以内に受託者に対して請求の根拠を示して瑕疵について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「追完請求等」という。)をすることができる。ただし、同日から2年以内に受託者に対して瑕疵の内容を通知した場合は、当該通知から1年以内に追完請求等を行うことができる。
- 4 前項の規定を適用する場合は、民法第637条第1項の規定を適用しない。ただし、瑕疵が受託者の故意又

は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

- 5 委託者は、瑕疵が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、当該瑕疵を理由とした追完請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託者の損害賠償請求等)

第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受託者に請求することができる。

- (1) 履行期限までに業務を完了することができないとき。
 - (2) 目的物に瑕疵があるとき。
 - (3) 次条第1項又は第2項の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 次条第1項又は第2項の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者がこの契約の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
 - (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等この契約を解除したとき。
- 3 第1項各号又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項が社会通念に照らして受託者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、前2項の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号に該当する場合であって、委託者が損害の賠償を請求するときの請求額は、委託代金額から出来形部分に相当する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「遅延防止法で定める率」という。)により計算した額とする。
- 5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 6 第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(委託者の解除権)

第40条 受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において、委託者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、委託者は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 業務を履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第13条第1項に規定する必要な技術者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完をしないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反(社会通念に照らして軽微であるものを除く。)したとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第7条第1項の規定に違反し、この契約に係る委託代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき、又は完了させることを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 第38条第1項の履行の追完をすることが著しく困難であることが明らかであるとき。
 - (4) 特定の日時又は一定の期間内に業務を完了しなければ契約をした目的を達することができない場合において、業務を完了しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 第41条第1項又は第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積

極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請負等の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請負等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

ケ この契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。）。

3 委託者は、第 1 項各号又は前項各号に掲げる事項が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

4 委託者は、業務が完了しない間において、第 1 項又は第 2 項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第 41 条 委託者が、契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除く。）した場合において、受託者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、受託者は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第 19 条の規定により設計図書が変更されたため委託代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

（2）第 20 条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えたときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

3 受託者は、第 1 項及び前項各号に掲げる事項が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の損害賠償請求等）

第 42 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、当該各号に掲げる事項が社会通念に照らして委託者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

（1）前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、委託者がこの契約による債務の履行をしないとき。

2 委託者の責めに帰すべき事由により第 30 条第 2 項の規定による委託代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じて契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 43 条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは委託者に帰属し、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託代金を受託者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 39 条第 2 項の違約金があるときは、当該違約金を出来形部分に相当する委託代金額から控除することができる。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、同項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務用地等に受託者が所有又は管理する業務材料、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者の講ずべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第39条第2項第3号から第5項まで又は第40条第1項若しくは第2項の規定によるときは委託者が定め、第40条第4項又は第41条第1項若しくは第2項の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者の講ずべき措置の期限、方法等については委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第44条 受託者は、この契約に関して第40条第2項第6号ク又はケのいずれかに該当することとなった場合は、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金として委託代金額の10分の1に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、委託者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第45条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託代金支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息を徴収する。

(秘密の保持)

第46条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第47条 受託者は、業務の実施に伴い、個人情報を取り扱うときは、業務の範囲内で、個人情報の保護について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとする。

2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は業務の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(補則)

第48条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、葉山町契約規則によるほか、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。